

4 調監発第 3650009 号

令和 5 年 3 月 3 1 日

調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治 様

調布市監査委員 岩 倉 哲 二

調布市監査委員 小 山 敦

調布市監査委員 渡 辺 進二郎

(公印省略)

令和 4 年度随時監査（学校監査）の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定により実施した随時監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり提出します。

監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知願います。

## 令和4年度随時監査（学校監査）結果報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定による随時監査

### 第2 監査の対象

市立小中学校（9校）及び教育委員会事務局

#### (1) 小学校（6校）

調布市立第一小学校

調布市立八雲台小学校

調布市立深大寺小学校

調布市立石原小学校

調布市立若葉小学校

調布市立調和小学校

#### (2) 中学校（3校）

調布市立第三中学校

調布市立第四中学校

調布市立第五中学校

#### (3) 教育委員会事務局

教育部教育総務課，学務課及び指導室

### 第3 監査の実施期間

令和4年12月15日（木）から令和5年3月24日（金）まで

### 第4 監査の範囲

所管に係る令和3年度及び令和4年度に執行された財務その他の事務

### 第5 監査の着眼点及び実施内容

調布市監査基準に基づき、市立小中学校が所管する財務に関する事務その他の事務が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、関係諸帳簿及び関係書類の照合、関係職員からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続を実施した。

なお、本監査は本年度においても新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から極力対面を避け、リスクの重要度が高い項目について調査票により確認を行った。

### 第6 監査の結果

対象の事務は、上記のとおり監査した限りにおいて、法令に適合し正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、組織及び運営の合理化に努めているものと概ね認められたが、一部に次のとおり留意を要する事項が見受けられたので、早急に改善措置を講じられたい。

#### (1) 理科室における薬品の管理状況について

医薬用外毒物劇物危害防止規定に基づく自己点検表が作成されていないもの、同点検表において管理責任者の点検が行われていないもの、薬品管理簿において在庫管理が適切に行われていないものが見受けられた。（第一小学校，深大寺小学校，石原小学校，第三中学校）

医薬用外毒物劇物危害防止規定等に基づき、適正な薬品管理に努められたい。

(2) 学校徴収金について

ア 帳簿等の整備・管理状況において次の不適切な事例が見受けられた。

- (ア) 給食費に係る学校徴収金基本計画について、支出内訳の内容に誤りがあるもの（第四中学校）
- (イ) 現金出納簿における現金の管理が不適切であるもの（第一小学校、八雲台小学校）
- (ウ) 預金通帳（預金口座）による現金の管理が不適切であるもの（第一小学校）
- (エ) 証拠書類となる請求書、納品書及び領収書の記載内容に不備があるもの及びその管理が不適切であるもの（第一小学校、八雲台小学校、石原小学校、若葉小学校、調和小学校、第三中学校）
- (オ) 学期ごとの収支報告の確認が行われていないもの（若葉小学校）

イ 現金・キャッシュカードの管理・保管状況において次の不適切な事例が見受けられた。

- (ア) 徴収した教材費又は給食費の現金を長期間、学校で保管していたもの（八雲台小学校、深大寺小学校、若葉小学校）
- (イ) 給食費の返金手続の際の錯誤により立替払いが行われていたもの（調和小学校）

調布市立学校学校徴収金事務取扱要綱等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(3) 表簿について

学校沿革誌及び学校要覧について、調布市立学校の管理運営に関する規則に基づく保存年限と異なる年限で保管されているものが見受けられた。（石原小学校）

調布市立学校の管理運営に関する規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(4) 学校に対する指導等について

ア 校舎の避難器具（救助袋）の管理状況

学校に対する救助袋の操作説明が行き届いていないと思われる状況が見受けられた。

（教育総務課）

実際の災害発生時に備え、救助袋を設置するどの学校においても円滑かつ適正な設置及び操作が可能となるよう、講習等の励行に努められたい。

イ 表簿の管理状況

規則で定める表簿の保存年限と異なる年限で保存している学校が一部に見受けられた。

（指導室）

調布市立学校の管理運営に関する規則に基づき、適正な指導に努められたい。